

広島県告示第三百六十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
瀬戸内醸造所株式会社	竹原市	三原市高坂町許山字佛通寺 山一〇二九三番一ほか三筆	一四、一一〇
株式会社ライスはただ	三原市	三原市久井町筋原字沖田一 九六番ほか一筆	四、六四一
角谷 博夫	三原市	三原市久井町江木字井々出 谷七二〇番三ほか一六筆	三〇、〇六三
角谷 博夫	三原市	三原市久井町坂井原字亀ヶ 久保三三二五番ほか一筆	二、一四二
信川 進吾	安芸高田市	安芸高田市向原町長田字川 之内三七四二番一ほか一筆	四、九二九
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字中 通一七二番一ほか一筆	三、九二一
株式会社今桐ファーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字円 敷二七九番一ほか三筆	二、二三五
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字中 通一六一番ほか三筆	四、四八二
枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字岡田 四二七番一ほか一筆	一、四五八
枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字鉄口 二一三番一ほか一筆	一、三一七
農事組合法人くろぶち	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒淵字道 金二八〇番一ほか五筆	七、〇二〇
農事組合法人穂MINORI	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字下津田字 宗岡六九七番ほか八筆	一一、三〇七

二 認可年月日

令和四年五月十一日